

10 経過的取扱い

【新設】(経過的取扱い(1)…改正通達の適用時期)

この法令解釈通達による改正後の取扱いは、次に掲げる経過的取扱いを除き、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

【解説】

平成26年度の税制改正により、国際課税原則が従来のいわゆる総合主義（全所得主義）から2010年改正後のOECDモデル租税条約第7条で採用されたAuthorised OECD Approachに基づく帰属主義へ見直され、平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税から適用することとされている（平成26年改正法附則25、28）。

これに伴い、外国法人の納税義務に係る法人税基本通達（法人税基本通達第20章）、内国法人の外国税額控除に係る法人税基本通達（法人税基本通達第16章）等の改正を行っているが、改正後の取扱いは経過的取扱い(2)を除き、平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税から適用することとなるので、本通達において、そのことを念のため明らかにしている。